

名護市新設廃棄物処理施設運転管理等業務委託
プロポーザル実施要項

名護市 環境水道部 環境対策課

名護市新設廃棄物処理施設運転管理等業務委託プロポーザル実施要項

1 目的

名護市新設廃棄物処理施設運転管理等業務委託（以下「本業務」という。）は、名護市新設廃棄物処理施設（新施設）及び名護市環境センター（現施設）の運転操作及び維持管理を行うものであり、この要項は、本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

名 称：名護市新設廃棄物処理施設運転管理等業務委託

履 行 場 所：沖縄県名護市字安和神崎原 1863 番地 13（新施設）

沖縄県名護市字宇茂佐 1710 番地 3（現施設）

業 務 内 容：別紙、仕様書等によるものとする。

履 行 期 間：令和 6 年 11 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31

（①試運転・調整期間：令和 6 年 11 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日）

（②本 運 転 期 間：令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日）

委 託 上 限 額：① 86,240,000 円（税込金額）

② 【年額】211,090,000 円（税込金額）

※ 試運転・調整期間及び本運転期間については、各々契約締結するものとする。

3 参加資格

プロポーザルへ参加を申込み事業者は、単独の企業とし、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。なお、参加資格要件の基準日は、公告日とする。

- (1) 沖縄県内に本店・支店・営業所のいずれかを有している者であること。
- (2) 沖縄県内において、過去 10 年以内に地方公共団体又はそれに準ずる組合が管理するごみ焼却施設（複数炉で構成されるストーカ炉）の運転管理実績を継続して 2 年以上有していること。
- (3) 日本国内において、過去 10 年以内に地方公共団体又はそれに準ずる組合が管理するごみ焼却施設（複数炉で構成されるストーカ炉 58t／日以上（1 炉 29t／日以上））の運転管理実績を継続して 2 年以上有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (8) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成 20 年告示第 93 号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。

- (9) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。
- (10) 本業務を適正かつ円滑に運営するため、「仕様書」に記載の有資格者（複合有資格者も対象とする。）実務経験者を常時配置することができる者であること。

4 プロポーザルに関する手続き

(1) スケジュール表

※時点において想定するスケジュールは、次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項 目	期 限 等
案件公表（公告）	令和6年8月16日（金）
参加表明書の提出期間	令和6年8月16日（金）から 令和6年8月26日（月）午後5時必着
参加資格確認結果通知及びプロポーザル技術提案書類提出要請書の交付	令和6年8月29日（木）
質問書の提出期間	令和6年8月16日（金）から 令和6年9月6日（金）正午必着
質問の回答	質問を受けた翌日から数えて3日 （開庁日）以内
技術提案書類の提出期限	令和6年9月27日（金）午後5時必着
プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	令和6年10月8日（火）
結果通知	令和6年10月11日（金）
契約予定時期	令和6年10月中旬

(2) 配布資料

- ① 参加表明書【様式第1号】
- ② 会社概要表【様式第2号】
- ③ 技術提案提出書【様式第3号】
- ④ 配置予定職員に関する調査表【様式第4号】
- ⑤ 技術者及び資格者等職員数調査表【様式第5号】
- ⑥ 業務実績表【様式第6号】
- ⑦ 業務執行体制予定表【様式第7号】
- ⑧ 技術提案書「特定テーマ1」【様式第8号】

- ⑨ 技術提案書「特定テーマ2」【様式第9号】
- ⑩ 技術提案書「特定テーマ3」【様式第10号】
- ⑪ 質問書【様式第11号】
- ⑫ プロポーザル参加辞退届【様式第12号】

配布場所：名護市 環境水道部 環境対策課（担当：仲間 直樹）

※名護市ホームページ内より入手可。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和6年8月26日（月）の午後5時まで（必着）

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参により提出すること。

※担当課窓口の受付時間：午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く）

(4) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル応募資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。なお、参加資格を有すると認められたものは、技術提案者とする。

① 交付日：令和6年8月29日（木）

② 交付方法：郵送（電子メールにて写しを送付）

③ その他：

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(5) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式第11号】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期間

令和6年8月16日（金）から令和6年9月6日（金）正午まで（必着）

② 提出方法

原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には、受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて3日（開庁日）以内にメールにより参加表明書を提出した全員又は技術提案資格者全員に対して回答する。

(6) 技術提案書類の提出

技術提案資格者は、技術提案書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和6年9月27日（金）の午後5時まで（必着）

② 技術提案書類

別紙2「技術提案書類について」参照。

③ 提出方法

担当課窓口へ持参により提出すること。

※担当課窓口の受付時間：午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く）

(7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

① プレゼンテーション及びヒアリングの実施日は、令和6年10月8日（火）とする。

② プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション	30分
質疑応答	15分
合計	45分

③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、会場への入室は、説明者を含む3名以内とする。

④ 説明内容については、提出した技術提案書類をもとに特定テーマを対象として行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、技術提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは、持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

⑥ プレゼンテーションの順番は、技術提案書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、技術提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。
- ② 本プロポーザルの評価検討は、市が別で定める「名護市新設廃棄物処理施設運転管理等業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点の者があった場合は、別紙4「審査得点の合計が同点だった場合」により選考された者を最優秀提案者とする。
- ④ 最低基準点は、60点×審査員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加したすべての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には、一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出書類が提出期限内に提出されない場合
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本実施要項「2 委託業務の概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本実施要項に違反した場合

7 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒアリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した技術提案書類の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成 17 年訓令 1 号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の 100 分の 10 の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和 48 年規則第 19 号）第 26 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8 その他

(1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。

(3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で利用できるものとする。

(4) プロポーザルの結果（参加業者名及びその総合評価点数）は、原則公開するものとする。

なお、提出された技術提案書類等については、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。

(5) 1 事業者当たりの技術提案は、1 件までとする。

(6) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式第 12 号】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

9 問合せ先

名護市 環境水道部 環境対策課 環境政策係

郵便番号 : 905-0006

住 所 : 沖縄県名護市字宇茂佐 1710 番地 3

電話番号 : 0980-52-0003

F A X : 0980-52-1563

M a i l : naoki-n@city.nago.lg.jp

担 当 者 : 仲間 直樹

(要項 4 (3)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式をクリップ留めとし、2部提出するものとする。

【提出書類一覧】

※「○」：必ず提出、「△」：該当する者のみ提出

No.	提出書類	備考	区分
1	参加表明書【様式第1号】	記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式第2号】	記載は1項以内とする。任意様式で組織図を添付すること	○
3	業務実績表【様式第6号】	業務の実績を証する書類の写しを添付すること	○
4	業務執行体制予定表【様式第7号】	資格者証等の写しを添付すること	○
5	登記事項証明書又は登記簿謄本(写し可)	3か月以内に発行されたものを提出すること	○
6	各税に関する証明書(直近1年分)(写し可)	3か月以内に発行されたものを提出すること	
	(1) 法人の名護市税完納証明書	①市県民税(普通徴収・特別徴収)②法人市民税 ③固定資産税	△
	(2) 代表者の名護市税完納証明書	すべての名護市税が対象	△
	(3) 沖縄県の法人事業税(個人事業税)の納税証明書	完納証明書は不可	○
	(4) 国税納税証明書	法人事業者は、様式その3の3 個人事業者は、様式その3の2	○

(要項 4 (6)②関係)

別紙 2 技術提案書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 技術提案書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。
- ② 技術提案書類を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、技術提案書類に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（技術提案書類一式）：1部（片面印刷A 4フラットファイル綴じ）
 - ② 副本（技術提案書類一式）：10部（片面印刷A 4フラットファイル綴じ）
- (3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。また、以下で示した資料をNo. 1～9の順でつづり、項目ごとにインデックスをつけること。

【提出書類一覧表】

No.	提出書類	備考
1	技術提案提出書【様式第3号】	記名及び押印の上、提出すること
2	会社概要表【様式第2号】	記載は1頁以内とする。任意様式で組織図を添付すること
3	業務実績表【様式第6号】	業務の実績を証する書類の写しを添付すること
4	配置予定職員に関する調査表【様式第4号】	免許証・資格者証等の写しを添付すること
5	技術者及び資格者等職員数調査表【様式第5号】	留意事項を確認のうえ、記入すること
6	技術提案書 特定テーマ1【様式第8号】	仕様書及び別紙3「評価項目及び配点について」に掲げる評価基準を踏まえ記載すること。なお、記載内容が評価基準①～⑩のどれを踏まえているかを明確にするため、頁の上部余白に評価基準①～⑩までの番号を付すること。 ※特定テーマごとに表紙、目次を除く10頁以内とし、頁の下部余白に番号を付すること。
7	技術提案書 特定テーマ2【様式第9号】	
8	技術提案書 特定テーマ3【様式第10号】	
9	参考見積書【任意様式】	本業務における履行期間①及び②の参考見積書を提出すること。また、見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。

(項目 5 ③関係)

別紙 3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価基準は、次のとおりである。

評価項目		評価基準	配点
1 共通事項	(1) 業務実施体制	・ 経験者の配置	10点
		・ 有資格者の配置	10点
	(2) 見積価格	・ 評価式: $10 \times (\text{最低見積価格} / \text{当該事業者見積価格})$ ※小数点以下切り捨て	10点
2 技術提案	(3) 特定テーマ 1 「業務実施方針」に関する技術提案	①本施設の運用管理方針に関する提案 ②従事者の技術力維持、向上のための提案 ③安全衛生管理に対する提案 ④災害等緊急時における対応に関する提案	70点
	(4) 特定テーマ 2 「ライフサイクルコストの低減」に関する技術提案	⑤施設の長寿命化対策の提案 ⑥維持管理コスト低減のための提案 ⑦処理コスト低減のための提案 ⑧小修理に関する提案	
	(5) 特定テーマ 3 「独自の提案事項」	⑨地元貢献に関する提案 ⑩その他の提案	

満点：100

(要項 5 ③関係)

別紙 4 審査得点の合計が同点だった場合

- 1 最高得点者のうち、審査得点が高い方を 1 位とし、1 位とした者が多い方を最優秀提案者とする。

(例 1)

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	70	420
イ社	85	70	95	90	80	420

※上記例 1 の場合、ア社の得点が高い委員が 3 人、イ社の得点が高い委員が 2 人となるため、ア社を最優秀提案者とする。

- 2 1 において、どちらも同人数だった場合は、各委員が 1 位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優秀提案者とする。

(例 2)

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員審査得点合計
ア社	85	85	85	95	欠	350
イ社	90	75	95	90	欠	350



	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員審査得点合計
ア社		85		95	欠	180
イ社	90		95		欠	185

※ア社を 1 位とした委員の合計点数が 180 点、イ社を 1 位とした委員の合計点数が 185 点となるため、イ社を最優秀提案者とする。

- 3 2 においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高いものを最優秀提案者とする。